

報告第 1 2 3 号

平成 1 7 年 9 月 2 日承認

環境部会の事務事業詳細調整について

環境部会の事務事業詳細調整について別紙のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 7 年 7 月 2 5 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

詳細調整報告項目一覧

専門部会	分科会	番号	項目名
7 環境部会	1 ごみ対策分科会	13	市民清掃デー
	2 ごみ収集分科会	1	家庭ごみの収集カレンダー
	5 環境保全分科会	9	騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づく指導
		22	住宅用太陽光発電システム設置費補助制度
		33	墓地等の許可
		36	動物の飼養、収容の許可
		37	死亡獣畜の処理の許可
		39	犬及び猫の不妊手術費等補助金
		40	環境フェア開催

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	環境	分科会名	ごみ対策
------------	----	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考																								
13 市民清掃デー	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 清掃活動の方法や日程については、地域特性があるものの、統一した日を設けるよう合併までに調整する。 芸濃町の車借上げ料制度は、廃止の方向で調整する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 合併関係市町村単位で行なわれてきた清掃活動については、 現行のままとする。 また、参加対象者や清掃用具の支給内容など、清掃活動の方法については、各市町村の状況等を踏まえ、より効果的な取り組みを進める。 なお、合併後3年を目途に統一日を設けるものとする。</p> <p>2 合併関係市町村別事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事業名称</th> <th style="width: 20%;">区域</th> <th style="width: 50%;">実施日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle;">市民清掃デー</td> <td>津市</td> <td>9月最終日曜日</td> </tr> <tr> <td>久居市</td> <td>6月第一日曜日</td> </tr> <tr> <td>河芸町</td> <td>7月第一日曜日他</td> </tr> <tr> <td>芸濃町</td> <td>5月最終日曜日、8月第一日曜日</td> </tr> <tr> <td>美里村</td> <td>不定期</td> </tr> <tr> <td>安濃町</td> <td>5月最終日曜日</td> </tr> <tr> <td>香良洲町</td> <td>5月最終日曜日</td> </tr> <tr> <td>一志町</td> <td>5月最終日曜日</td> </tr> <tr> <td>白山町</td> <td>6月第二日曜日</td> </tr> <tr> <td>美杉村</td> <td>6月第一日曜日</td> </tr> </tbody> </table>	事業名称	区域	実施日	市民清掃デー	津市	9月最終日曜日	久居市	6月第一日曜日	河芸町	7月第一日曜日他	芸濃町	5月最終日曜日、8月第一日曜日	美里村	不定期	安濃町	5月最終日曜日	香良洲町	5月最終日曜日	一志町	5月最終日曜日	白山町	6月第二日曜日	美杉村	6月第一日曜日	
事業名称	区域	実施日																									
市民清掃デー	津市	9月最終日曜日																									
	久居市	6月第一日曜日																									
	河芸町	7月第一日曜日他																									
	芸濃町	5月最終日曜日、8月第一日曜日																									
	美里村	不定期																									
	安濃町	5月最終日曜日																									
	香良洲町	5月最終日曜日																									
	一志町	5月最終日曜日																									
	白山町	6月第二日曜日																									
	美杉村	6月第一日曜日																									

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	環境	分科会名	ごみ収集
区 分	統一時期	調整結果	備 考
1 家庭ごみの収集カレンダー	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 一部市町村においては、生活カレンダーとして、町の行事予定表と兼ねているところもあるが、新市になるとこの方式は難しいと思われることから、ごみ専用カレンダーに統一する。 なお、収集区域、分別の区分等との関係があるので、ひとつのものにはできないが、合併後の新年度からカレンダーの様式・形式等の統一も図る方向で調整する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">詳細事項調整結果</p> <p>ごみ専用の収集カレンダーとして作成し、収集区域や分別区分等については、現行の内容で実施し、様式を統一して作成する。</p> <p>1 様式等 (1) サイズはA2判とする。 (2) カラー両面刷り（表面に前期分、裏面に後期分を印刷）とする。 (3) 両面とも上部に分別種類及び収集曜日、下部にカレンダー及び収集品目を記載する。</p> <p>2 配布方法 配布方法は原則自治会に配布依頼をする。また、本庁所管課等、各総合支所の所管課及び各出張所の窓口においても配布する。ただし、各総合支所の所管課及び各出張所の窓口での配布は当該所轄区域内のものに限る。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	環境	分科会名	環境保全	
区 分	統一時期	調整結果		備 考
9 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づく指導	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく市町村の事務であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">詳細事項調整結果</p> <p>届出受付事務関連法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法 ・振動規制法 ・悪臭防止法 ・三重県生活環境の保全に関する条例 <p>1 各総合支所で受け付けた届出書等は審査した上で、本庁へ送付する。</p> <p>2 事務処理の範囲</p> <p>(1) 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法については市町村の自治事務とされており、新市においても届出受付・指導を行っていく。</p> <p>(2) 三重県生活環境の保全に関する条例については、県の特例条例により、現在、津市、久居市、河芸町、芸濃町及び香良洲町が同条例に基づく改善勧告、改善命令等の事務が移譲されており、新市でも権限委譲を受けてこれらの事務を処理する。</p>		
22 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 地球温暖化対策としての太陽光発電システムの普及が今後とも必要であるため、国、県の制度の動向を見ながら継続実施し、補助金額については、実勢価格も考慮し、検討する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">詳細事項調整結果</p> <p>1 目的</p> <p>太陽光発電は、環境への負荷の少ないエネルギーとして、地球環境保全の観点から極めて有効なエネルギーであり、このエネルギーの導入を促進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に財団法人新エネルギー財団（NEF）からの補助金と併せて補助金を交付する。</p> <p>2 補助対象者</p> <p>NEFからの補助金が交付される者で次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 新市内に自らが所有し、居住する住宅に同システムを設置する者</p> <p>(2) 新市内に自らの居住用に新築する住居に同システムを設置する者</p> <p>(3) 新市内で同システムを設置した新築住宅を購入する者</p> <p>3 補助金額</p> <p>補助金の額は、国・県の制度の動向や実勢価格を考慮しながら年度毎に決定し、予算の範囲内において補助する。</p> <p>なお、補助対象となる太陽電池の出力は4kwを限度とする。</p>		

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	環境	分科会名	環境保全
区 分	統一時期	調整結果	備 考
33 墓地等の許可	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 墓地等経営許可の権限が移譲されている。 津市、久居市、香良洲町については、県の事務処理特例条例により県の権限に属する事務を処理しているが、県との協議もあり、合併時まで調整する。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果 新市においても、権限委譲を受け、事務を行うこととする。</p> <p>1 墓地等を新設及び改葬する場合、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく経営の許可及び変更又は廃止の許可が必要となり設置場所の基準、施設基準等に照らし墓地等経営許可申請等を各総合支所において受付や許可に係る事務処理を行う。</p> <p>2 墓地台帳については、各総合支所で整理・保管する。</p>	
36 動物の飼養、収容の許可	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 津市については、県の事務処理特例条例により県の権限に属する事務を処理しているが、県との協議もあり、合併時まで調整する。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果 本許可は、指定地域制となっていることから、現在の津市の指定地域が新市の指定地域となる。合併後速やかに、指定地域の拡大について、意見調整する。</p> <p>参考 化製場等に関する法律において、牛、馬、豚等、公衆衛生上の配慮が必要な動物を、一定数以上飼養、収容する場合には、知事の許可が必要となる。</p>	
37 死亡獣畜の処理の許可	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 津市については、県の事務処理特例条例により県の権限に属する事務を処理しているが、県との協議もあり、合併時まで調整する。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果 本許可は、県下全市町村に移譲されていることから、新市においても、当該事務の処理を行う。</p> <p>参考 山間へき地等において、死亡獣畜を化製場に搬入できない場合に死亡獣畜ををみだりに山林・原野・河川等に投棄することは、公衆衛生上好ましくない事態となり易いため、化製場以外で死亡獣畜の解体埋却又は焼却を行う場合は、許可を受けなければならない。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	環境	分科会名	環境保全
------------	----	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考										
39 犬及び猫の不妊手術費等補助金	H18.4.1	<p>詳細事項調整結果</p> <p>本来、ペットの不妊処理については飼育者の責任において対応すべきものと思われるが、現在、当該補助制度を導入している市町村では、これまでの経緯もあって合併と同時に廃止することが難しいことから、次のように調整する。</p> <p>新市において、津保健所管内における犬及び猫の処分量や避妊等手術件数を毎年調査し、その傾向を分析しながら当該補助制度の継続のあり方について検討する。</p> <p>1 目的 犬・猫の不妊手術に要する経費の一部を助成することにより犬及び猫がみだりに繁殖することを抑制し、市民の良好な生活環境を保持することを目的とする。</p> <p>2 補助対象者 新市の住民が、犬・猫に対し避妊（不妊・去勢）手術を行った場合、当該飼い主に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。ただし、犬については当該年度の登録及び狂犬病予防注射を済ませた犬に限る。</p> <p>3 補助金額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 2px;">犬</td> <td style="padding: 2px;">1頭</td> <td style="padding: 2px;">1,500円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2頭</td> <td style="padding: 2px;">3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 2px;">猫</td> <td style="padding: 2px;">1匹</td> <td style="padding: 2px;">1,500円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2匹</td> <td style="padding: 2px;">2,000円</td> </tr> </table>	犬	1頭	1,500円	2頭	3,000円	猫	1匹	1,500円	2匹	2,000円	
犬	1頭	1,500円											
	2頭	3,000円											
猫	1匹	1,500円											
	2匹	2,000円											

犬及び猫の不妊手術費等補助金実績（件）

		H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
津市	犬	99	87						
	猫	407							
久居市	犬				15	24	39	28	55
	猫				48	90	118	84	119
河芸町	犬				5	10	11	20	23
	猫						66	78	45
芸濃町	犬	6	4	2	3	5	4	2	2
	猫	26	26	29	31	24	26	34	32
美里村	犬				0	2	1	1	2
	猫								
安濃町	犬	8	8	13	4	7	11	8	10
	猫	41	27	42	29	68	93	54	50
香良洲町	犬				4	3	6	6	2
	猫				12	16	13	6	12
一志町	犬				4	10	12	5	8
	猫				36	37	36	44	28
白山町	犬	7	6	11	7	4	7	7	8
	猫	26	56	25	48	34	48	29	46
美杉村	犬			5	1	2	6	3	3
	猫			10	14	18	33	24	12

犬・猫処分量調べ（津保健所管内）

		H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
犬(頭)	抑留		856	620	565	541	314	269	259
	処分	892	818	575	505	501	285	216	234
猫(匹)	引取	609	704	736	847	735	697	499	468
	処分	609	704	732	846	731	697	499	468

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	環境	分科会名	環境保全
区 分	統一時期	調整結果	
40 環境フェア開催	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 最近の環境問題には、我々の日常生活が大きくかかわっているため、一人でも多くの人に環境への関心を持ってもらい、環境保全行動につなげるため必要なイベントである。 合併時までにはイベントの再整理を行う。</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p style="text-align: center;">詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 展示、体験等のコーナーを通じ、楽しみながら環境問題への関心を深めてもらうことを目的とする。</p> <p>2 内容 年1回1か所において、地産地消コーナー、ごみ分別コーナー、不用品コーナー、低公害車の展示・試乗、フリーマーケット、ミニコンサート、講演会等を実施する。</p> <p>なお、これまで行なわれてきた合併関係市町村のイベントについては、地域の実情に応じ、実施するものとする。</p>	
		備 考	